



# たかが夫婦げんかと思っていないですか？

子どもの目の前での配偶者間等の心身に対する暴力（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたります。



DVは、子どもを巻き込んでいるケースがとても多いのが現状です。2004年に改正された児童虐待防止法では、子どもの目の前でのDVも児童虐待として定義されています。これは児童虐待の報告の中に、家庭内にDVが存在していることが多い実情が反映されています。

子どもがDVを目の当たりにするとさまざまな影響が出ます。

自分の目の前で大切な人が恐ろしい、体験をしているとなれば、子どもは同じように恐怖を感じます。

## 児童虐待とは

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィティの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前でDVを行うことなど

# 子どもの前で 夫婦げんかや 配偶者暴力があると こんなおそれが...

物の壊れる音

恐ろしい表情

暴言・暴力

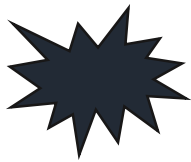
怒鳴り声

叫び声

等の影響で

子どもはこんなことを感じます

- ・不安や心配が大きくなる
- ・おびえる
- ・親を怖がる
- ・自分は悪い子だ
- ・自信がなくなる
- ・自己肯定感が低くなる



## ストレスによる影響

子どもにこんなことが起こります

- ・親から離れられない
- ・口げんかでも過剰に反応する
- ・頭痛、腹痛、吐き気、発熱
- ・寝つきが悪くなる、夜泣き
- ・委縮する
- ・落ち着きがなくなる
- ・集中できない



わたしのせいでけんかしているのかな...

その結果...

- ・友達とうまく遊べない
- ・トラブルが多くなる
- ・学校や幼稚園、保育園に行きたがらない
- ・良好な人間関係が持てなくなる
- ・自分なんて価値がないと思う
- ・大人になった時、社会参加がしにくくなる等々



けんかをやめさせるにはどうしたらいいかな...

### 赤ちゃん



生まれたばかりの赤ちゃんや、お母さんのおなかの中にいる胎児でさえ、ストレスを感じ、成長に影響すると言われてています

## 子どもの成長や発達に長期的に悪い影響を与えます

子どもにとって  
お父さん・お母さんは  
自分を守ってくれる一番の存在です



面前DVをしないために夫婦お互いに冷静になり、  
子どものいない場所や時間帯でゆっくり話し合いを  
しましょう  
(※子どもが別の部屋にいたり、寝ているようでも  
伝わる場合があります)

時には休むことも大切です  
さまざまな支援を活用しましょう

不安がある時や辛いと感じた時には  
相談してください



八幡市こども家庭センター  
(075) 983-1115または3148  
月曜日～金曜日(祝日、年末年始は除く)  
午前8時30分から午後5時15分まで

### ★こどももそうだんできます

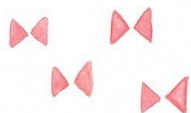
「じぶんのいばしょがない」「だれにそうだんすればいいんだろう」  
など、こまっていること、なやんでいることがあれば、そうだんして  
ください



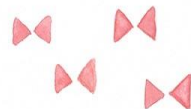
24時間子供SOSダイヤル  
電話(でんわ) 0120-0-78310(なやみ言おう)  
24時間、365日、いつでも

## 令和7年度の女性相談を振り返って

一般相談では「こころ」に関する相談が最も多く、次いで「人間関係」に関する悩みが多くありました。また、専門相談や女性のための弁護士相談では「男女問題」に関する相談が多い傾向がみられました。



# 女性相談窓口



## 一般相談

月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）

午前10時～正午

午後1時～午後5時（最終受付は午後4時まで）

面接相談と電話相談があります。

（いずれの相談も、1人1日1回）

♪女性からの様々なご相談に応じます。

♪予約は必要ありません。

## 専門相談

毎月第2・4の木曜日（祝日の場合は変更）

午後1時30分～午後4時20分

面接相談です。

（いずれの相談も、1人1日1回・50分）

♪フェミニストカウンセラーが相談に応じます。

♪事前に予約が必要です。（1日3名まで）

## 女性のための弁護士相談

原則毎月第4火曜日（祝日の場合は変更）

午後1時30分～午後3時20分（1人30分）

場所 文化センター2階会議室

事前に予約が必要です（毎月初めに予約開始）

八幡人権・交流センター窓口または相談専用電話

（午前10時～正午・午後1時～午後4時）



場所：八幡人権・交流センター

（八幡市八幡軸63番地）

TEL 075-983-1784（相談専用電話）